

逗子市栄養教育教材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の栄養・食生活の改善、食育の推進に資するため、市が所有する栄養教育教材の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 栄養教育教材の貸出しを受けることができる者は、市内で活動する団体であり、市が栄養・食生活の改善、食育の推進に資すると認める場合とする。

なお、本市の機関については別に定めるものとする。

(申請)

第3条 借受けを希望する者（以下「申込者」という。）は、「栄養教育教材貸出承認申請書」（第1号様式）を提出し、市の承認を受けなければならない。

2 市は、申請を使用の6箇月前から受け付けるものとする。

3 申込者は、申請に先立ち、別紙「栄養教育教材一覧表」で栄養教育教材の内容及び数量等を確認し、市に栄養教育教材の貸出し予定について確認するものとする。

(承認基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請の内容が、栄養・食生活の改善、食育の推進に資すると認められる場合は、栄養教育教材の貸出しを承認するものとする。

2 市長は、前項に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、栄養教育教材の貸出しを承認しないものとする。

- (1) 栄養教育教材を正しい使用方法に従って使用しない、又はそのおそれのある場合
- (2) 市域以外での使用
- (3) 営利目的の使用
- (4) 法令等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (6) その他、市長が不適切と判断したもの

(承認)

第5条 市長は、前条の承認をしたときは、「栄養教育教材貸出承認書」（第2号様式）を申込者に交付する。

(貸出方法)

第6条 申込者は、原則として、市役所に来庁して、栄養教育教材の借受けを行うものとする。

- 2 貸出は無料とする。
- 3 貸出期間は、原則として、7日以内とする。
- 4 貸出の際は、市職員の立会のもと内容の確認を行う。

(使用時の遵守事項)

第7条 栄養教育教材の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、栄養教育教材の使用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的を尊重すること。
- (2) 雨天時に野外で使用しないこと。
- (3) 損傷等の発生しないよう丁寧に扱うこと。

(転貸、損傷等)

第8条 借受者は、栄養教育教材を第三者に転貸してはならない。

- 2 借受者は、栄養教育教材を損傷又は紛失したときは、速やかに「栄養教育教材損傷（紛失）届」（第3号様式）を提出しなければならない。

(返却)

第9条 借受者は、原則として、市役所に来庁して、栄養教育教材の返却を行うものとする。

- 2 借受者は、返却の際に「栄養教育教材返却報告書」（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(承認の取り消し)

第10条 市長は、借受者が、第4条に規定する承認基準又は第7条に規定する使用時の遵守事項に反して、栄養教育教材を使用する、又はそのおそれがある場合、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消は「栄養教育教材貸出承認取消通知書」（第5号様式）をもって行う。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに栄養教育教材を返却しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、栄養教育教材の貸出しの取扱いについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。